

継続して輸入する商品の通関におけるS T試験成績書の利用について
(国内S T検査機関の試験成績書関係)

平成20年11月12日
日本玩具協会

平成20年9月30日以前に輸入していた商品を引き続き輸入するケースについて、食品衛生法の輸入手続において、「国内S T検査機関の既存のS T試験成績書」を自主検査(輸入検査)結果として受け入れる旨の通達(平成20年11月10日付 輸入食品安全対策室長発 各検疫所長宛通知「別紙1」)がありましたので、S Tマーク使用許諾契約者の皆様に御連絡致します。

(本件措置は、平成21年12月31日までの措置となっています。)

1. 自主検査(輸入検査)として受け入れられる検査結果は、食品衛生法の試験方法に則った検査結果とされています。

つきましては、S T試験成績書の検査結果が食品衛生法の試験方法に沿ったものかどうかを輸入者の方で確認する必要がありますので御注意下さい。

特に、平成20年3月以前の着色料の検査結果は、試験成績書がないものは検査を受け直す必要があります。(試験成績書は、ST検査機関で有料で発行。)

また、ひとつのパッケージに複数の玩具が入っているような商品については、(食品衛生法の試験方法では玩具毎に検査することになっていますが、S T検査では一括して検査をしていますので)代表検体の要件を満たしているか確認をする必要があります。

(別紙2を御参照下さい)

2. S T試験成績書で不足する検査項目については、追加で食品衛生法の検査を受けることが必要となります。この場合、当該S T検査機関とは別の食衛法の登録検査機関(海外の指定検査機関を含む。)で検査を受けることも可能です。

なお、国内の検査機関で食衛法の追加試験項目の検査を受けるときは、先行サンプルの外装カートの開封確認など食衛法検査の手続が必要となりますので御注意下さい。

3. 通関の際の提出文書等に関しては、輸入者が検疫所の輸入食品相談指導室に検査内容を事前に説明することにより、より迅速な対応をとることが可能になると考えられます。(実施当初の案件については、当協会に事前に御連絡を頂ければと存じます。)

本件についての日本玩具協会の担当は下記のとおりです。

(担当：山口・中田・小林) (電話 03-3829-2513)

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

おもちゃの検査の取扱いについて

本年3月31日付けで、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）のうち乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃ（以下「指定おもちゃ」という。）の範囲に係る部分が改正されるとともに、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）のうち指定おもちゃの規格基準に係る部分が改正されたところです。

今般、社団法人日本玩具協会から、玩具安全基準（以下「ST基準」という。）に基づく従前の検査結果について自主検査結果としての受入の要望がありました。

つきましては、本改正はST基準との整合性を考慮した規格基準の改正であること、これまでもST基準は食品衛生法上のおもちゃの規格基準と同等以上であること、ST基準による検査は食品衛生法上の登録検査機関で実施されてきたこと等を勘案し、平成20年9月30日までに下記の登録検査機関が発行したST基準による試験成績書が、輸入届出書に添付された場合は、平成21年12月31日まで自主検査結果として受け入れることとしますので、対応方よろしく申し上げます。

なお、下記の検査機関については、地方厚生局が立入調査を行った際に、不適切な検査結果は確認されなかったことを、念のため申し添えます。

記

(財)日本文化用品安全試験所 東京事業所

(財)日本文化用品安全試験所 大阪事業所

(財)化学技術戦略推進機構 高分子試験・評価センター東京事業所

(財)化学技術戦略推進機構 高分子試験・評価センター大阪事業所

(財)化学物質評価研究機構 東京事業所

試験項目	通関に使用できる検査結果の要件
着色料の溶出試験	ST2002第6版(平成20年4月1日)以降のST試験成績書
PVC・PE 材質試験 (過マンガン酸カリウム消費量、蒸発残留物、 重金属、ヒ素、カドミウム(PVC))	ST2002(平成14年9月1日)の、どの版でも良い。
塗装(PVC 塗装を含む。)の有害金属 (重金属8元素)溶出試験	
PVC 塗装の材質試験・フタル酸試験	
PVC のフタル酸試験(DEHP/DINP)	
金属製アクセサリーの鉛溶出試験	ST2002第3版(平成18年6月7日)以降のST試験成績書
ゴム製おしゃぶり試験	ST2002の、どの版でも良い。

(注) 過去に実施したST検査は、「試験方法のQ&A」や「代表検体の解釈通知」に沿っているものでなければならない。

なお、過去に実施したST検査において「代表検体」を用いていた場合は、「試験方法のQ&A 45」や「代表検体の解釈通知」と同様の条件が、現時点で確保できるのであれば、当該ST試験項目を通関に使用することができる。

(この場合、現在の日付の文書により、過去の検査時点の事実を説明することになる。)

(例)

どの玩具のどの部分と、どの玩具のどの部分に同一の材質、同一の着色料が使用されている、又は、鑄型ごとに流し込む材料を変えておらず、異なる鑄型であっても同じ材料を流し込んでいたといったような内容の工場の責任者の署名入りの文書で確認できるなど